

金沢市立病院病児保育室さくら運営事業業務委託仕様書

1. 委託業務名

金沢市立病院病児保育室さくら運営事業業務委託

2. 委託業務概要

受注者は、金沢市立病院病児保育室において、保育を必要とする乳幼児（おおむね生後6箇月から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。）又は保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童（以下「児童等」という。）であって、疾病にかかっているものについて保育を行う。

3. 事業実施期間

令和元年7月1日から令和2年3月31日まで

契約締結日から事業実施開始の前日までは準備期間とし、事業実施期間には含まない

4. 事業実施所在地

金沢市平和町3丁目7番3号 金沢市立病院 東館3階 病児保育室

5. 事業実施施設概要

延べ床面積 64.85㎡

付属施設 調理台、子供用便所2基、シャワーブース

付属設備、備品 事務用机、いす、電話（FAX機能、子機2台付き）、モノクロ複合機、職員用ロッカー、パルスオキシメータ、掃除機、冷凍冷蔵庫、電子レンジ、電気ポット、殺菌保管庫、テレビ2台、子ども用テーブル、子ども用いす 等

6. 事業実施日時等

(1) 事業実施日時 月曜日から金曜日 午前8時から午後6時

(2) 休業日 金沢市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第52号）第11条第1項第2号に規定する休診日を除く日

(3) その他 金沢市病院事業管理者の指示により、事業実施日時の変更の可能性がある

7. 事業内容

本件の受注者は、次の業務を行うものとする

(1) 本事業の利用定員は6名までとし、事前に利用を受け付け、保護者等から児童等を預かり、安全かつ年齢に応じた保育を行う

(2) 飲食物やおむつ等の消耗品の準備など、利用にあたって必要なものを保護者等へ事前に説明する

(3) 保護者が負担する料金を収納する

(4) 施設内の衛生環境の向上に努め、毎日の終業時に施設の清掃及び遊具の消毒を行う

(5) 業務日報を週ごとにとりまとめ、翌週月曜日に発注者へ提出する

(6) 発注者の建物維持管理に係る点検等に協力する

(7) その他

ア 保護者等の要望・提案・意見等を発注者に正確に伝えるとともに、その対応については発注者とともに改善に努める

イ 事業従事者の通勤にかかる駐車場はないものとする

ウ 休業日や事業実施時間外に施設を利用する場合は、事前に発注者の了解をとる

9. 事業従事者

(1) 受注者は、従事者名簿を提出すること。また、従事者に変更があった場合は、速やかに変更後の従事者名簿を提出すること

(2) 従事者のうち保育士の資格を有する者の人数は、病児保育事業実施要綱（厚生労働省平成27年雇児発0717第12号）に定める基準を満たすこと

(3) 児童等の預かりが1名以上ある日は、原則として看護師の資格を有する者が1名以上常駐すること

(4) 従事者の勤務形態は労働基準法を遵守し、業務に支障がないように定めること

(5) 従事者に対して、状況に応じインフルエンザ等の予防接種を実施すること

(6) 保育知識、安全および感染対策等の研修を実施し、従事者の資質向上に努めること。

10. 契約期間満了時の取扱いについて

契約満了に伴う更新時において、受注者と異なる事業者が選ばれた場合は、引継ぎ作業に誠意を持って協力すること。

11. 委託料の支払方法

令和元年10月末日、令和2年1月末日及び4月末日に分割で支払う。

12. 経費の負担等

業務に伴う費用等の負担は、次のとおりとする。

1 発注者が負担する費用等

(1) 保育業務に係る備品・遊具等の購入費

(2) 電気・水道等の光熱水費等

(3) 給食・おやつに必要な食器および備品類の購入費

(4) パンフレット等の印刷製本費

(5) 施設設備および備品等の修繕費

(6) 保育業務に必要な消耗品・保育材料・衛生用品等

(7) 電話やネットワーク回線使用料等の通信運搬費

(8) 保育施設から出される廃棄物の処理経費

(9) 保育施設賠償責任保険料

2 受注者が負担する経費

(1) 従事者の健康診断および予防接種に係る経費

- (2) 従事者教育に関する経費
- (3) 従事者の駐車場借り上げ及び通勤に関する経費
- (4) 保育業務に必要な消耗品のうち軽微なもの

3 その他上記に分類されない経費については、発注者と協議し分担を決定する

13. 業務負担区分

項 目	発注者	受注者
包括的な責任管理	○	
病児保育施設運営（従事者採用、保育内容の調整および利用者へのサービス提供、労務管理ほか）		○
利用案内等の作成		○
利用説明等の利用手続き		○
利用決定	○	
利用料の計算、徴収及び収納		○
保護者との調整（保育に関する要望や苦情等への対応）		○
一時的な災害への対応		○
施設設備の維持管理（施設の保守点検・法定点検）	○	
施設設備の維持管理（日常の施設管理）		○
認可外保育施設に対する指導監督への対応	○	○

14. その他

- (1) 受注者自らが保育を実施すること。
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)等の関係法令・通知等を遵守し、発注者、児童等及び保護者等に対し、誠意を持って業務を遂行すること。
- (3) 利用児童に対しては、睡眠時のブレスチェックを行うなどSIDS(乳幼児突発死症候群)や他の事故を防ぐため、安全かつ適切な処遇に努めること。
- (4) 光熱水費の節約について積極的に努めること。
- (5) 業務上知り得た個人情報については、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成3年金沢市条例第2号)により適正に取り扱うこと。